# 通学支援策（案）

1　マイクロバス及びワゴン車の利用対象範囲

・一定の距離（歩行距離）

・行政区内の通学班の編成

考慮

・おがわ西小学校からおおむね 2.5 ㎞以上を対象範囲

※国の遠距離通学の基準は 4 ㎞以上

※小川町立小中学校再編計画（長期計画）において「徒歩通学の範囲を 2.0～2.5 ㎞を目安とする」と定めている

※小川町全域の通学支援の公平性を図る

※乗降場所は 2.5 ㎞以上とする

これにより、対象地区は

・竹沢地区が、木呂子地区、上勝呂地区、下勝呂地区、深田地区、木部地区、靱負地区、笠原地区の一部

・大河地区が、腰上地区、腰中地区の一部、上古寺地区の一部

2　各小学校への説明及び意見聴取

・令和8年5月　竹沢小学校長及び大河小学校長に「通学支援策（案）」を説明

・令和8年6月　竹沢小学校及び大河小学校の PTA 役員に説明

・令和8年6月　通学班会議にて説明、協議

3　調整中

①各校及び各 PTA にて、おおむね2. 5㎞付近の通学班の検討及び調整

・竹沢小学校はほぼ調整済

・大河小学校は8月中に調整予定

②乗降確認及び安全対策

・乗降予定者の事前連絡、乗降時のチェック、乗降の保護者通知等のシステムの導入予定

・利用者負担（乗降通知システム及び車両運行費用の一部負担）
月 1,000 円

※通学支援策の決定後にスクールガードリーダーとの調整を進める